

美郷町住宅リフォーム緊急支援事業

快適で安全な生活を応援するため、住宅の増改築やリフォーム工事、自然災害で被災した住宅の復旧工事に対して費用の一部を補助します。ぜひご活用ください。

- ・令和5年度より、補助金の限度額が最大8万円から10万円になりました。
- ・令和4年度より、過去に補助を受けた住宅であっても一定年数(同一箇所の場合10年、それ以外は5年)を経過した場合は、改めて補助金を申請できるようになりました。

《補助対象者》

- ①自己所有で本人が居住する住宅の増改築やリフォームを行おうとする方
または 豪雪や強風などの被害を受けた住宅などの復旧工事を行おうとする方
- ②町内に住民登録している個人の方
- ③美郷町の税金や使用料などを滞納していない方



《対象となる住宅》

- ・一戸建て住宅(自家用車用の車庫や物置も対象となります)
※店舗などを兼ねる場合、居住部分が全体の1/2以上であること

《補助対象の条件》

- ・自己居住部分のリフォーム工事で費用が **50万円以上**(消費税込)となるもの
または 自然災害の復旧工事で費用が **20万円以上**(消費税込)となるもの
- ・町内の事業所または町内の個人事業者が施工すること
- ・令和6年3月29日(金)までに工事の完了実績報告書を提出できること
- ・自然災害の復旧工事の場合、住民生活課から「り災証明」が発行されていること

《補助となる金額》

- ・リフォーム費用の **10%**(最大 **10万円**) **※補助金限度額が変わりました**
以前に補助を受けた住宅でも、同一箇所を工事する場合は前の工事から10年、別の箇所の工事であれば5年が経過していれば改めて申請することができます。

令和5年度は	同一箇所を工事する場合	平成24年度	以前に補助を受けた住宅
	別の箇所を工事する場合	平成29年度	

また、自然災害の復旧工事は被災の都度に1回補助を受けることができます。

《補助対象とならないもの》

- ① 門、塀などの外構のみの工事
※ 居住部分の工事に関連する場合は対象に含めます
- ② 業務用建物(店舗・工場・農業施設等)の工事
- ③ 公共工事に伴う補償費の対象となる工事
- ④ 補助金の交付が適当でないと判断される工事



問い合わせ先 美郷町役場建設課 建設管理班 0187-84-4910

裏面もご覧ください⇒

《申請の方法・補助金交付までの流れ》

り災証明書の発行（自然災害の復旧工事の場合のみ）

壊れた部分の写真を撮影して役場住民生活課（0187-84-4903）へ行き、「り災証明願」を提出して「り災証明書」を発行してもらう

工事の契約

施工業者と工事の契約書を交わす（金額、工期を確定させる）

※町内の事業所または町内の個人事業者と契約してください。



補助金の申請

役場建設課にリフォーム補助金の申請書類を提出する

必要書類…補助金交付申請書、工事契約書または請書の写し、工事見積書の写し、工事着工前の写真、自然災害の復旧工事の場合は「り災証明書」の写し

※補助金の申請は、着工前に行ってください。



補助金の交付決定

申請内容の確認後、補助金の交付決定通知書が届く

※工事の完了後に提出する実績報告書、請求書の様式も一緒に届きます。

工事の実施～完了、工事代金の支払

※工事着工前、施工中、工事完了後の写真を撮ってください。

実績報告書、補助金請求書の提出

工事の実績報告書、補助金交付請求書などの書類を役場建設課に提出する

必要書類…工事完了実績報告書、施工箇所の写真（工事着工前・施工中・完了後）、工事代金の領収書の写し、補助金交付請求書、通帳の写し（振込先が確認できるところ）

補助金の入金

請求書の受理から10日～3週間程度で指定口座に振り込まれます。

振込みのお知らせはしていませんので、通帳記帳などでご確認ください。

お願い

- 工事着工前に申請書を提出してください。
- 着工前の写真と完了後の写真を、忘れずに撮影してください。
- 工事完了実績報告書は、申請した年度の3月30日までに提出してください。
- 本事業について分からないことがありましたら、工事をする前に担当までご相談ください。